

北海道告示第 11372 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 3 年 3 月 25 日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 2 年 11 月 25 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームック士別店・マックスバリュ士別店  
士別市大通東 19 丁目 465 番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCMホームック株式会社 代表取締役 石黒 靖規

札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号

イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹

札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ホームック株式会社 代表取締役 石黒 靖規

札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号

イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹

札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

(変更後) DCMホームック株式会社 代表取締役 石黒 靖規

札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号

イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹

札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
ホームック株式会社	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役 山尾 啓一	札幌市中央区北 8 条西 21 丁目 1 番 10 号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更したもの
DCMホームック株式会社	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号	(ア)
イオン北海道株式会社	代表取締役 青柳 英樹	札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号	(イ)
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号	(ウ)

(4) 変更の年月日

上記 1 (3) ア 平成 27 年 3 月 1 日

上記 1 (3) イ (ア) 平成 27 年 3 月 1 日

上記 1 (3) イ (イ) 令和 2 年 3 月 1 日

上記 1 (3) イ (ウ) 平成 26 年 8 月 7 日

- (5) 変更する理由
  - 上記 1 (3) ア 設置者の商号変更のため
  - 上記 1 (3) イ(ア) 小売業者の商号変更のため
  - 上記 1 (3) イ(イ) 吸収合併による小売業者変更のため
  - 上記 1 (3) イ(ウ) 小売業者の代表者変更のため
- 2 届出年月日  
令和 2 年 11 月 4 日
- 3 届出書等の縦覧
  - (1) 縦覧場所  
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課
  - (2) 縦覧期間  
令和 2 年 11 月 25 日 (水) から令和 3 年 3 月 25 日 (木) まで (日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで、翌年の 1 月 2 日及び同月 3 日を除く。)
  - (3) 縦覧時間  
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで